

働く若者の奨学金の返還を支援します！

(八女市奨学金返還支援事業)

八女市では、市内居住の働く若者が大学等進学時に貸与を受けた奨学金の返還を支援します。

【対象】

次の要件をすべて満たす人（国家公務員、地方公務員は除きます。）

- 1 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）その他市長がこれらに準ずる教育施設として認めるものに進学し、奨学金の貸与を受けた人
- 2 奨学金等を遅滞なく返還中で、市税等の滞納がない人
- 3 第1回の申請年度において、満30歳以下（令和4年度：平成4年4月2日～平成5年4月1日生）の市内居住者で、5年以上居住の意思がある人
- 4 次のいずれかに該当する人（令和3年3月1日以降）
 - (1) 就職：1年以上継続して雇用されている人
(社会保険（健康保険や厚生年金保険）の被保険者)
 - (2) 起業：1年以上継続して事業を行っている人
 - (3) 第1次産業に従事し、1年以上継続して従事している人

【補助期間】

最大2年間（申請年度から連続する2年間）

【補助額】

奨学金の返還年額（上限24万円）最大48万円

※繰り上げ返還等による奨学金の返還額は、補助対象額には含みません。

○年度ごとに申請が必要です。

○市外転出、異動、転職等の場合は、届出が必要です。

○次の場合は交付決定を取消し、全部又は一部返還となります。

- ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（申請から短期で市外転出や離職等した場合）

お問い合わせ先 八女市役所企業誘致課 雇用促進係（Tel 0942-23-1153）